

会 議 録

|   |  |
|---|--|
| 会議の名称   | 平成 27 年度第 3 回西東京市選挙管理委員会   |
| 開催日時  | 平成 27 年 6 月 2 日 (火) 午前 10 時 10 分から午前 10 時 35 分まで   |
| 開催場所  | 西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室   |
| 出席者   | 鈴木宏一委員長職務代理・添島幸雄委員・上原敏彦委員<br>澤谷繁幸事務局長・菱川勝也事務局長補佐・山本直哉主任  |
| 議 題   | 議案第 7 号 平成 27 年 6 月 2 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について<br>議案第 8 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について<br>議案第 9 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について<br>そ の 他 |
| 会議資料の名称   | 上記「議題」と同じ  |
| 記録方法  | <input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録                       |
| 会 議 内 容   |  |
| <p>○ 委員長職務代理</p> <p>本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。</p> <p>ただいまから平成 27 年度第 3 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日は委員長から欠席の連絡がありました。地方自治法第 189 条第 1 項で選挙管理委員会は 3 人以上の委員の出席を必要と定められており、3 人の委員が出席しておりますので本日はこのまま委員会を開催します。また、地方自治法第 187 条第 3 項で委員長に事故があるとき又は欠けたときは、職務代理者がその職務を行うことが定められております。この規定に従い本日は私が議事進行をいたします。委員の皆様には御協力をお願いいたします。</p> <p>本日の議案は 3 件及びその他でございます。</p> <p>初めに、議案第 7 号『平成 27 年 6 月 2 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局</p> <p>それでは、議案の説明をさせていただきます。</p> <p>資料の 1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 7 号『平成 27 年 6 月 2 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』を御説明いたします。</p> <p>本案は、公職選挙法第 19 条(永久選挙人名簿)第 2 項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。</p> <p>資料の 2 ページから 10 ページまで、各投票区及び各投票区に属する町丁目別に登録者数を調製しております</p> <p>内容につきましては、資料の左から、各投票区等の別、前回登録者数、新規登録者数、抹消者数、市内転居、今回登録者数となっております。</p> <p>新規登録者のうち、転入は住所要件として平成 27 年 3 月 1 日以前に転入届出を行った</p> |  |

者、新成人は年齢要件として平成7年6月2日以前に出生した者、その他の新規登録者は住所設定、帰化等でございます。

抹消者のうち、転出は転出後4か月を経過するに至った者及び死亡、その他は、職権消除等でございます。

市内転居については、市全体としては増減がありませんので、10ページに記載の総合計欄は、男性・女性それぞれ0人となっております。

10ページをお開きください。一番右の欄が今回の名簿登録者となります。平成27年6月2日現在の定時登録者総数は、男性が前回より68人減、女性が前回より35人増、合計で33人減となり、男性78,444人、女性83,421人の計161,865人となるものでございます。

次の11ページは公職選挙法第23条(縦覧)第1項の規定に基づく選挙人名簿(定時登録)の縦覧場所及び縦覧期間の告示(告示第1号)の写し、12ページは公職選挙法第30条の7(在外選挙人名簿に係る縦覧)第1項の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧場所及び縦覧期間の告示(告示第2号)の写し、13ページは地方自治法第74条(条例の制定又は改廃の請求とその処置)第5項及び第75条(監査の請求とその処置)第5項の規定による選挙人名簿登録者数の50分の1の数の告示(告示第3号)の写し、14ページは地方自治法第76条(議会の解散の請求とその処置)第4項、第80条(議員の解職の請求とその処置)第4項、第81条(長の解職の請求とその処置)第2項及び第86条(主要公務員の解職の請求とその処置)第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条(解職請求)の規定による選挙人名簿登録者数の3分の1の数の告示(告示第4号)の写しを、それぞれ添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、議案第7号『平成27年6月2日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長職務代理

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長職務代理

特にないようですので、議案第7号『平成27年6月2日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第9号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

恐れ入ります。15ページをお開きください。

議案第8号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の6(在外選挙人名簿の登録)第1項の規定に基づき、西東

京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、16 ページに記載の男性1人、女性1人の計2人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

続けて、資料17ページ、議案第9号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、18ページに記載の女性1人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性122人、女性116人、計238人となります。

以上で、議案第8号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第9号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長職務代理

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長職務代理

特にないようですので、議案第8号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第9号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

5月20日に会計検査院の実地検査がありました。選挙管理委員会関係も滞りなく検査が終了しました。

6月5日から平成27年西東京市議会第2回定例会が開催されます。6月22日までの予定です。

今のところ選挙管理委員会に対しての質問及び陳情はございません。

選挙公報についてお手元にお配りした資料を御覧ください。現在西東京市においては選挙の際にその選挙公報を市のホームページに掲載しております。市長選挙、市議会議員選挙では、選挙公報のデータを直接掲載しております。また都や国の選挙では、東京都ホームページに掲載されましたらそこにリンクするという形をとっております。

従前、総務省の指針では、選挙公報のホームページへの掲載については投票日当日までとすることが適当であるとされておりました。今回、お手元にお配りした資料のように、投票日後も、他の選挙と混同されたり、選挙の公正を害されたりするおそれのない形式で行われる

ものである限り、ホームページへの掲載は差し支えないとの指針が示されました。これは、選挙後にも、各候補者の政見が掲載された選挙公報を確認することが有用だという意見を受けてのものであります。本市においても同様の意見が寄せられたことがあります。選挙の記録という冊子に資料として選挙公報の縮小版を掲載し、図書館や情報公開コーナーで閲覧できるようにしております。

過去の選挙の各候補者の得票数等の結果については市のホームページの選挙管理委員会の部分に掲載しておりますが、今後、併せて市の選挙については、選挙公報も掲載しようと考えております。

委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

○ 各委員

異議なし。

○ 事務局

では、次の市の選挙、平成 28 年度に予定されております市長選挙から実施したいと思います。

次に今後の予定の確認でございます。

7月2日(木)に全国市区選挙管理委員会連合会東京支部の総会が午後2時から東京自治会館にて開催されます。

7月9日(木)に全国市区選挙管理委員会連合会の総会が午後1時から文京シビックにて、翌10日(金)に同じく全国市区選挙管理委員会連合会の事務研究会が午前9時30分から銀座プロッサムで開催されます。

なお、9日は総会の前に理事会がございます。午前10時30分から文京シビックで行われます。

報告は以上です。

次回の開催はいかがでしょうか。

○ 各委員

事務局の方で委員長と日程の調整をお願いしたい。

候補日は、7月6日又は同月7日の午前10時からとしたい。

○ 事務局

分かりました。

○ 委員長職務代理

では、候補日を7月6日又は同月7日の午前10時からのどちらかとし、委員長と選挙管理委員会事務局の方で調整することとします。

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成27年度第3回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前10時35分 終了

以上